

### 「FP 業務に活かす『ご契約のしおり』の読み方」

～お客様の相談に応えるための生命保険の基礎～



企業向け世代別ライフプラン研修を行うと必ず「生命保険」に関する質問を受けます。しかも、ご自分が加入している「保険証券」を持参していらっしゃる方も時々います。その内容は生命保険会社への問い合わせを必要とするような物は少なく、ほとんどが保険契約を締結した際に手交される「ご契約のしおり・定款・約款」に記載されていることがほとんどです。

お客様の相談に応えるための生命保険の基礎を身につけるためには、「保険証券」を読みこなせるようになることが必要ですが、「ご契約のしおり」に記載されている内容を読みこなし、説明できるようになることも必要です。もちろん「定款・約款」まで目を通せばより良いのですが、まずは「しおり」の内容を理解できれば、一般的な相談に応えるには十分です。

「ご契約のしおり」では、「クーリングオフ制度」「責任開始期等」「保険の特徴としくみ」「保険金・給付金等の支払い」「保険金・給付金等を支払わない場合」「告知義務」「保険料の払込猶予」「保険金・給付金の請求」等々が、平易な言葉と図で説明されています。

例えば、「しおり」の中に「保険契約者・死亡保険金受取人の変更」という部分があります。

次のような保険証券の一部を見てみましょう。

契 約 日	契約年齢	保険料払込期間	社員配当金支払方法
平成 21 年 10 月 1 日	46 歳	66 歳払済 (注 1)	契約者から請求があるまで積み立てる方法

・保険料払込期間は、主たる保険契約の保険料払込期間を指します。

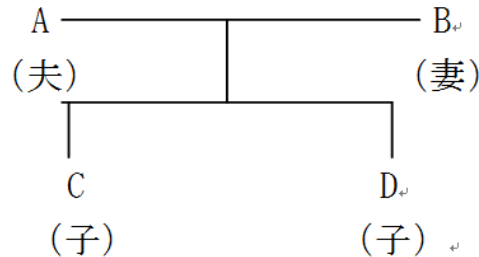
契 約 者	〇〇 △△△ 様 ご印鑑 印	被 保 険 者	〇〇 △△△ 様 昭和 38 年 1 月 1 日生 男性 ご印鑑 印
死亡保険金受取人	受取割合	指定代理請求人	
〇〇 ××× 様 (妻)	100%	〇〇 ××× 様 (妻)	

・契約者は契約者、死亡保険金受取人を指定または変更する権利を留保します。

この契約の場合契約者および被保険者が「夫」、死亡保険金受取人が「妻」そして受取割合が「妻100%」となります。

仮に夫を「A」さん、妻を「B」さんとします。もしも、被保険者である A さんより死亡保険金受取人である「B さんが先に死亡した場合、契約者はすみやかに新しい死亡保険金受取人を変更する手続をする必要があります。ところが、この死亡保険金の変更手続がされないあいだに A さんが死亡し、死亡保険金の支払い事由が生じた場合はどうなるのでしょうか？

「しおり」には以下のような説明が記載されています。



死亡保険金受取人の変更前に死亡保険金の支払い事由が生じた場合には、死亡保険金受取人であった B さんの法定相続人で、A さんの死亡時に生存している C さん、D さんが死亡保険金受取人となります。この例のように死亡保険金受取人となった人が2人以上いる場合には、その受取割合は均等となります。

参考：保険法改正（保険法44条）により、平成22年4月1日以降に締結した保険契約では、遺言書により保険金受取人が指定できるようになりました。が、保険会社によっては新しく指定される保険金受取人の範囲を、約款等で指定している場合があります。

「ご契約のしおり」を読み取ることは慣れるまでは大変かもしれませんが、どのしおりも基本の項目はほぼ同じです。「ご契約のしおり」を読みこなすことによって、FP として「生命保険」に精通し、生命保険に関する相談力を身につけていきたいものです。

以上

### 〈著者プロフィール〉

#### 川端 薫 氏

社会保険労務士 CFP。

青山学院大学を卒業後、メーカー、生命保険会社、税理士支援サービス会社を経て社会保険労務士・FP事務所を開業。明るく楽しく誰にでもわかる易しい言葉で伝えることを念頭におき、講演・コンサルティング業務を中心に活動。得意分野は「生命保険」「年金」「ライフプラン」「コミュニケーション」。NPO法人アクティブ・シニア・クラブ副理事長

◇今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

#### メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士FP 実務研究会事務局では、FP 実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士FP 実務研究会事務局【㈱日税ビジネスサービス 総合企画部】までご連絡ください。TEL 03-3340-4488